

農業機械一般性能試験実施規程

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）が行う国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成11年法律第192号）第14条第1項第1号に掲げる農業等に関する技術上の検査のうち、農業機械（農作業に使われる機械器具（その附属品及び部品を含む。）をいう。以下同じ。）の一般性能試験（以下「一般性能試験」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(一般性能試験を行う組織)

第2条 農研機構が行う一般性能試験は、農業機械研究部門（以下「農機研」という。）において行うものとする。

2 理事長は、一般性能試験の実施に関する権限を、農業機械研究部門所長（以下「所長」という。）に委任する。

(一般性能試験)

第3条 一般性能試験は、農業機械の改良及び普及に資することを目的として、農業機械の性能、構造、取扱性、安全性及び耐久性等のうち任意の項目について依頼の態様に応じて行う試験・調査とする。

(対象とする農業機械)

第4条 一般性能試験を依頼するため提出する農業機械は、通常販売品のほか、試作品又は試行販売品でも可能とする。

2 前項の農業機械の提出に要する経費は、一般性能試験を依頼する者（以下「依頼者」という。）の負担とする。

(依頼の手続)

第5条 一般性能試験の依頼は、所長に対し所長が定める試験依頼書を提出して行うものとする。

2 試験依頼書には、仕様書、図面等所長が定める資料を添付するものとする。

(試験手数料及びその納付の方法等)

第6条 一般性能試験の実施に要する試験手数料（以下「手数料」という。）は、試験の内容に応じて供試機1台当たりの試験に要する経費（人件費、賃金、消耗品費、借料損料、印刷製本費、光熱水料、通信費、運搬費、施設使用料、機具償却費、機具修繕費、旅費、雑費、安全性検査等管理運営費等）に相当する額とし、その都度算出して依頼者

に通知するものとする。

- 2 依頼者は、本部管理本部さいたま管理部長が発行する請求書により、納付期限までに手数料を納付しなければならない。

（試験省略措置）

第7条 依頼者は、一般性能試験を依頼しようとする農業機械が次に掲げるものであって、所長が適当であると認める場合には、一般性能試験のために行う試験の一部を省略する措置（以下「試験省略措置」という。）を受けることができる。

- 一 一般性能試験を受けたもの（同時受検するものも含む。）と同等の構造・装備を有する農業機械
- 二 農業機械安全性検査実施規程（30規程第167号）に定める農業機械の安全性検査（以下「安全性検査」という。）を受けたものと同等の構造・装備を有する農業機械
- 三 依頼者が安全性検査の実施方法及び基準の規定に基づき試験成績書を作成し、提出している農業機械
- 四 農業機械関連業務技術指導実施規程（15規程第72号）第2条に規定する技術指導を受けた農業機械

（試験省略措置の申請手続）

第8条 前条の規定に基づき試験省略措置を希望する依頼者は、第5条第1項に定める試験依頼を行う際に、所長が定める確認依頼書により、所長に申請するものとする。この場合において、成績の転用を希望するときは、前条第1号又は第3号の農業機械にあつては、当該農業機械の種類に係る試験成績書を添付するものとする。

- 2 所長は、前項の規定により依頼者から試験省略措置の申請があつた場合には、当該試験省略措置の可否について検討を行い、所長が定める通知書により、その可否を依頼者に通知するものとする。
- 3 所長は、試験省略措置の可否を検討するに当たっては、必要に応じて、当該試験省略措置の申請があつた農業機械を、指定する場所に提出させることができる。この場合において、依頼者は、当該農業機械の提出に要する経費を負担しなければならない。
- 4 試験省略措置を希望する依頼者のうち、第1項の規定により試験成績書を添付する者は、農機研が当該試験成績書の作成の際に用いた記録及び関係書類の提出を求めたときには、当該記録及び関係書類を提出しなければならない。

（一般性能試験の試験省略措置を行う場合の手数料）

第9条 試験省略措置を行う場合の農業機械に係る手数料は、その省略する試験の内容に応じて減額することができるものとし、その額は通知書により依頼者に通知するものとする。

（受託契約の締結）

第10条 所長は、一般性能試験の実施に当たっては、所長が定めるところにより依頼者

と受託契約を締結するものとする。

（確認依頼書の記載内容と相違している場合の処置）

第 1 1 条 農機研は、試験省略措置を行う農業機械に係る一般性能試験のための試験を開始した後、当該農業機械の構造等が確認依頼書の記載内容と相違していると認めた場合には、原則として、当該試験を中止するものとする。

（試験結果の取扱い）

第 1 2 条 所長は、一般性能試験を実施した結果について試験成績書を作成し、依頼者に通知するものとする。

2 試験成績書は、依頼者の承諾がない限り、公表しないものとする。

（その他）

第 1 3 条 この規程に定めるもののほか、一般性能試験の運営等に関し必要な事項は、理事（研究推進Ⅱ担当）の了解を得て、所長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元.12.9 31-18規程第168-1号）

この規程は、令和元年 1 2 月 9 日から施行する。

附 則（令和3.4.1 03-9規程第168-2号）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。